札幌市犯罪被害者等支援金・助成金支給申請書

　年 　　月 　　日

（宛先）　札幌市長

《申請者》

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ） 氏　　　　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 生　年　月　日 | 　　　　年　　月　　日（　　　歳） |
| 住　　　　　所 | ※申請日時点の住所を記載してください。〒　　　-　　　 |
| 連　　絡　　先 | 電話番号 |  |
| e-mail |  |
| 被害者との続柄 |  |
| 連 絡 　 先（申請者と異なる場合） | （フリガナ）氏　　名 |  |
| 電話番号 | 　　　　　　　　　　　　 | e-mail |  |

**次のとおり札幌市犯罪被害者等支援金・助成金の支給を申請します。**

**１．申請する支援金・助成金**

|  |  |
| --- | --- |
| 支援金・助成金 | ※☑を記載してください。　□遺族支援金　　・　　□重傷病支援金　　・　　□性犯罪被害支援金 |
| ※☑を記載してください。□家事又は介護等に関するサービス費用に係る助成金□配食サービス費用に係る助成金□一時保育費用に係る助成金□教育関係費に係る助成金□転居費用に係る助成金□ハウスクリーニング費用に係る助成金□家賃に係る助成金□精神医療費用に係る助成金□カウンセリング費用に係る助成金□犯罪行為に関する真相究明に要した費用に係る助成金 |
| （フリガナ）被害者氏名 | ※申請者と被害者が異なる場合に記載してください。 |

【次に続く】

**２．申請理由等**

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金 | 理由・内容 |
| 家事又は介護等に関するサービス費用に係る助成金 | 必要とした理由 |  |
| 利用時間 | 　　　　　　　　時間 |
| 配食サービス費用に係る助成金 | 必要とした理由 |  |
| 利用数 | 　　　　　　　　食 |
| 一時保育費用に係る助成金 | 必要とした理由 |  |
| 保育対象者 | 氏名　　　　　　（　　歳）申請者との続柄　　　氏名　　　　　　（　　歳）申請者との続柄　　　 |
| 利用日数 | 人　×　　　日　　　　人　×　　　日　　人　×　　　日　　　　 |
| 教育関係費に係る助成金 | 必要とした理由 |  |
| 対象者 | 氏名　　　　　　（　　歳）申請者との続柄氏名　　　　　　（　　歳）申請者との続柄 |
| 教育関係費の内容 |  |
| 転居費用に係る助成金 | 必要とした理由 |  |
| 従前の住居の住所 |  |
| 新たな住居の住所 |  |
| ハウスクリーニング費用に係る助成金 | 必要とした理由 |  |
| 必要とした住居の住所 |  |
| 家賃に係る助成金 | 新たな住居に転居を必要とした理由 |  |
| 従前の住居の住所 |  |
| 新たな住居の住所 |  |
| 助成期間 | 　　　　　　　　月（　　年　月～　　年　月分） |
| 精神医療費用に係る助成金 | 必要とした理由 |  |
| 利用日数 | 　　　　　　　　日 |
| カウンセリング費用に係る助成金 | 必要とした理由 |  |
| 利用回数 | 　　　　　　　　回 |
| 犯罪行為に関する真相究明に要した費用に係る助成金 | 行った内容とその理由 |  |

【次に続く】

**３．振込先口座　　※口座名義人は申請者と同一としてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関・本支店名 |  |
| 種別 | 普　　通　　・　　当　　座 |
| 口座番号 |  |
| （カタカナ）口座名義 |  |

**４．申立て等**

⑴　私は、「札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱」第14条の規定により札幌市が支援金又は助成金の支給を行わないことができる場合に該当しないことを申し立てます。また、この申立内容に確認の必要が生じた場合は、警察等へ照会することに同意いたします。

○札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱（抜粋）

（支援金又は助成金の支給を行わないことができる場合）

第14条　次に掲げる場合には、支援金又は助成金の支給を行わないことができる。

⑴　犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は支援金若しくは助成金の支給を受ける者と加害者との間に親族関係があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる場合その他の支援金又は助成金の支給を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。

⑵　犯罪被害者又は支援金若しくは助成金の支給を受ける者に、当該犯罪行為を教唆し、若しくは幇助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。

⑶　犯罪被害者又は支援金若しくは助成金の支給を受ける者が、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金又は助成金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

⑵　私は、申請内容に偽りがないことを認め、支援金又は助成金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合には、当該支援金又は助成金を市に返還することに同意いたします。

⑶　私は、第１順位遺族（遺族間での協議によって決定された代表者を含む。）に相違ありません。なお、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを約束いたします。

【次に続く】

**５．札幌市の犯罪被害者等支援制度全般について、お気づきの点などございましたらご記載ください。**

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |